

児童手当が小学校6年生まで拡大されます

平成18年4月1日から、児童手当制度が拡充されました。

支給対象年齢が、現在の小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校第6学年修了前（12歳到達後最初の年度末）までに拡大されます。

新たに、児童手当等を受けようとされる児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続が必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日より平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度小学校4年の児童がいる保護者の皆様

（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

平成18年3月31日まで、当該児童に係る児童手当等を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

平成18年度小学校5・6年生の児童がいる保護者の皆様

（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに児童手当を受給されている保護者の方は額改定請求等が必要となります。

これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、認定請求を行ってください。

必要な書類は、

- ・請求者の健康保険証の写し等（請求者が厚生年金加入者の場合）
 - ・所得証明書（鬼北町に本年の1月1日に住所がなかった場合）
- などとなっています。



（注）所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります。

【問合せ先】鬼北町役場町民課児童福祉係（☎45-1111内線217）